

引きつづいて、巨大なマス・コミの中で、われわれの読書会をどう運営してきたかを反省し、今後のよりよい運営を工夫したい。というのが趣旨であった。

a, 実施箇所と日時及び参会者数

- 福島市（公民館）10月13日約100名
- 常磐市湯本（公民館）10月30日約30名
- 伊達郡梁川町（公民館）11月 4日約30名
- 相馬市（第一小学校第二講堂）11月 9日約60名

b, 話合った主な内容

- (1) 県立図書館が音頭をとって進めている読書週間の主な行事
  - ①「読者の集い」
  - ②「文化講演会」
  - ③近世史料展
  - ④地方史研究講習会
  - ⑤ブックモビール「あづま号」による全県下へのPR
- (2) 参会者による「最近読んだ本について」の感想発表一例（相馬市の場合）
  - ①「暗い百姓」を読んで  
磯別上古青年会 福 躍 勝 雄
  - ②「アンネの日記」を読んで  
相馬市婦人会 鈴木 ハナ
  - ③「その歩みはおそらくとも」を読んで  
飯豊青年学級 門馬 正一
- (3) 読者が個人として当面する幾つかの問題点
  - ①一生の間に、一人の人間がどのくらいの本（量）を読むことができるだろうか。
  - ②日本では一年間に、どのくらいの本（種類）が出版されているんだろうか。
  - ③一生の間に3,000冊を読むという人でも、その図書の選択はどう行っているのだろうか。
  - ④われわれは、一日の中で、どのくらいの時間的、または肉体的読書余力をもっているのだろうか。
  - ⑤何のために読書をしているかを、もう一度考えてみなくともよいだろうか。
  - ⑥ベストセラーと古典の問題。
  - ⑦いろいろ形や方向のちがった読書会が目につくけれど。
  - ⑧平林良孝君「かあちゃん、しぐのいやだ」を読んで
  - ⑨大人のための図書と、青年のための図書とは、どんなふうに違っているのだろうか。
  - ⑩マスコミの中で「わたくし」自身を、しっかり把握するために。
- (4) 読書会員として当面する幾つかの問題点
  - ①読書会をつくる「きっかけ」を、どこに見つけたかまた見つけようとしているか。
  - ②読書会の会員は同志的な結合を、果して必要とするものだろうか。
  - ③読書会の会員数は、どのくらいが限度か。
  - ④会員の中の「個人差」その他をどのように取扱っていくのが望ましいのか。
  - ⑤読書会のリーダー（外部リーダーと内部リーダー）はどうなっているか。

⑥読書会を楽しく持続させる年間プログラムは、どのように工夫されているか。

⑦読書会との横のつながりはいらないものだろうか。

⑧読書会は、公民館や図書館に対してどんなつながりをもつ考えか。

⑨読書会は毎年同じ形でつづけられるだろうか。新しい脱皮について。

⑩いろいろな読書会の実例等について。

c, 評価

(1) 何でも同じことであるが、特に「読者の集い」は、同じところで春と秋の二回くらい繰りかえして実施するほうが効果的である。

(2) それでも去年より進歩している点は、図書館や公民館の一人相撲にならず、青年会や婦人会が、主催者の一人に積極的に加わってきたことである。

(3) 会場が常に公民館や図書館に限定せず、小・中・高校あたりまで広げて、学校の先生にも参加してもらった会場が、他の会場よりもすぐれていたように思う。

## 4 整理事務

### A 整理とはどういうことか

図書館でいう整理というのは、図書館資料（図書および図書以外の資料）の整理をさしている。つまり、購入したり、寄贈をうけた資料を、保管・管理のために遺憾のないように手続を完了し、必要に応じて、それらの資料を、いつでも自由に利用し得る状態にしておくことである。そのためには受入、目録、分類、資料の装備、排架、各種目録の編成、索引作成、書庫管理、整本等の仕事が含まれている。

これらのこととは、公共図書館、専門図書会、大学図書館、小中高の学校図書館の種別や、規模の大小によって繁簡の差はあるが、一定の方式によることを原則としている。

本館においても日本十進分類法、日本目録規則、基本件名標目表、その他の普遍的な方式にしたがいながら、本館の独自性もとり入れて整理を行なっている。

このことは、県内の市立図書館、学校図書館、公民館図書部にも共通することであるが、まだ十分理解されず図書を買っても整理に迷っている館もあり、それらの館の要望もあって、福島県公共図書館協会との共催で、35年7月に磐城市立図書館、12月に郡山市図書館において「図書の整理」について図書館実務講習会を開催した。

### B 図書館資料はどのように収集されたか

県立図書館のはたらきは、県立図書館の性格によって二つに分けられる。一つは県内の資料センターとしての役目と、二つは県内の全地域の住民に図書館資料利用の機会を与えることである。

このために本館では、図書館資料を本館備えつけのものと、移動図書館用、青少年巡回文庫用及び分館用等の